

## 一般事業主行動計画

社員の育児や介護への参加を促進し、育児休暇、介護休暇が取得出来るよう、社員全体を含めた働き方の見直しを行う。

1. 計画期間：令和 6年 4月 1日から令和11年 3月31日までの  
5年間

2. 内容：

目標1 育児、介護の事情に応じて働き続けられるような環境づくりを  
目指します。

【目標を達成するための方策と実施期間】  
令和 6年 4月～ 制度内容の検討  
令和 6年 5月 制度の周知及び実施

目標2 育児休暇や介護休暇の取得促進のための社内PRを行う。

【目標を達成するための方策と実施期間】  
令和 6年 4月～ PR実施